

○ 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例（抄）

平成3年7月12日

岡山県条例第24号

（目的及び設置）

第一条 情報、文化、技術等の交流を促進し、県内の産業の振興及び県民の文化の向上を図るため、岡山県総合展示場コンベックス岡山（以下「コンベックス岡山」という。）を岡山市及び都窪郡早島町に設置する。

（業務）

第二条 コンベックス岡山は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 コンベックス岡山の施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- 二 展示会等の催物に関する情報の収集及び提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に必要な業務

（開館時間及び休館日）

第三条 コンベックス岡山の開館時間及び休館日は、規則で定める。

（指定管理者による管理）

第四条 コンベックス岡山の管理は、第十二条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設等の利用等の許可に関すること。
- 二 施設等の維持管理に関すること。
- 三 第二条に規定する業務の実施に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、コンベックス岡山の運営に関すること。

（利用等の許可）

第六条 コンベックス岡山において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 別表の一から五までに掲げる施設等の利用
- 二 物品の販売及びこれに類する行為
- 三 その他指定管理者が知事の承認を受けて定める行為

2 指定管理者は、コンベックス岡山の管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。

（利用の禁止）

第七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、コンベックス岡山の利用を拒むことができる。

- 一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 二 施設等を損傷するおそれのある者
- 三 施設等の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認める者
- 四 その他コンベックス岡山の管理上支障があると認める者

（許可の取消し等）

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第六条第一項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはコンベックス岡山からの退去を命ずることができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 偽りその他不正な手段により第六条第一項の許可を受けた者
- 三 第六条第二項の条件に違反している者

- 2 指定管理者は、施設等に関する工事のためその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、第六条第一項の許可を受けた者（次条において「利用者」という。）に対して、同項の許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

（利用料金）

第九条 第六条第一項の許可を受けた行為に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、別表の一から四までに掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額並びに別表の五及び六に掲げる金額を合算した額とする。
- 3 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。
- 5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由によりコンベックス岡山を利用することができなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者の公募）

第十条 知事は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請）

第十一条 指定管理者の指定を受けようとするものは、コンベックス岡山の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第十二条 知事は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容がコンベックス岡山の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- 四 その他コンベックス岡山の業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（事業報告書の提出）

第十三条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（業務報告等）

第十四条 知事は、コンベックス岡山の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第十五条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

（規則への委任）

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。